

杉並区基本構想実現のための区民懇談会設置要綱

平成 24 年 11 月 14 日

杉並 第 44233 号

(設置)

第1条 杉並区基本構想及び総合計画の達成度及び進捗状況について、区民の幅広い意見や助言を得て区民と共に基本構想の実現を図るため、杉並区基本構想実現のための区民懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区基本構想及び総合計画の推進に関する事項
- (2) その他区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 懇談会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員 22 人以内をもって組織する。

- 一 区民 20 人以内
- 二 学識経験者 2 人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 第1期の委員 平成24年度から平成26年度まで
 - (2) 第2期の委員 平成27年度から平成30年度まで
 - (3) 第3期の委員 平成31年度から平成33年度まで
- (会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 懇談会に副会長を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、会長が招集する。

- 2 区長は、必要があると認めるときは、会長に懇談会の開催を求めることができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者又は関係職員を会議に出席させることができる。

(会議の公開)

第7条 懇談会の会議は、公開とする。ただし、懇談会の決定により、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、政策経営部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、政策経営部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月14日から施行する。